

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第1回 伊丹市福祉対策審議会全体会
開催日時	令和5年1月12日(木) 午前10時00分～正午
開催場所	伊丹市役所 議会棟 2階 第2委員会室
司 会	古家地域・高年福祉課職員
出席者	松原委員、藤井委員、明石委員、松端委員、篠原委員、加藤委員、下村委員 太田委員、南委員、小林委員、松井委員、川島委員、松村委員、望月委員 (以上 14名) (順不同)
欠席者	吉村委員、行澤委員 (以上 2名) (順不同)
事務局	<健康福祉部>松尾健康福祉部長、吉田健康福祉部参事、蓼原地域福祉室長、 橋本生活支援室長、友澤共生福祉社会推進担当副参事、前田地域・高年福祉 課長、丸山共生福祉社会推進担当主幹、柳谷介護保険課長、牧村障害福祉課 長 他
会議の成立	委員総数16名のうち14名出席 <過半数出席のため成立する>
署名委員	加藤委員、松村委員
傍聴者	1名
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委員紹介 3. 会長・副会長の選任 4. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伊丹市地域福祉計画(第3次)の進捗状況について (2) 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)の進捗状況について (3) 第4次伊丹市障害者計画の進捗状況について (4) その他 5. 閉会
備 考	

要 旨

1. 開会
2. 委員紹介
3. 会長・副会長の選任
4. 議事

(1) 伊丹市地域福祉計画（第3次）の進捗状況について

会 長：それでは、議事に入ります。議事1 伊丹市地域福祉計画（第3次）の進捗状況について、事務局よりご報告をお願いいたします。

(事務局より概要説明)

会 長：それでは、こちらは、B委員の方からちょっと補足説明なり、コメントいただけたらありがたいんですけども。

B委員：今回の報告のところの進捗状況、地域福祉計画の進捗状況の評価方法をご相談を受けたわけなんですけれども、地域福祉計画の幅広い内容は資料1-2で、本日は説明されていませんでしたけれども、包括的支援体制、及びその誘導事業である重層的支援体制整備事業というのを取り組まれておられて、これが実は地域福祉計画の核となるものでありますので本日は、時間の関係上、その核となる重層的支援体制整備事業の報告を中心にされたと、そういう関係で資料1-1と資料1-2の関係をみていただければと思います。それとですね、この評価方法に関しては、先ほどもご説明があったようにどんどん仕組みを変化させていっているわけですね。そういう意味では重層的支援体制整備事業というのは日常的な変化新しいニーズに対して変わり続けていくという、そういう新しい行政の仕組み、検討の方法といいます。それに対して地域福祉計画そのものは毎年のPDCAサイクルで進めていこうと。この二つのバランスを取りながら地域福祉の推進が今後、進められていくということです。

少し伊丹市行政の特徴を私の方から説明させていただきますと、大きくはですね包括的支援体制っていうのは何なのかっていうことでありますけども、後で、報告されます高齢介護であるとか、障害福祉であるとか、分野内の包括化はかなり進んでいるわけですね。包括的支援体制、重層的支援体制整備事業は分野内の包括化とともにですね、分野間の包括化を進めるという、そのことによって、新しい課題であるとか、制度のはざまの問題をすくい上げていくということです。これに関しては実は行政の各課の連携と、行政内の連携と、それと、委託されている民間の社会福祉法人をはじめとした各分野間の連携、要するに行政庁内の連携と、民間の連携のこの二つの連携が歩調を合わせていくことがすごく重要なんですが、伊丹の特徴はそれをまず、行政庁内の連携の改革から進めているというのが先ほどのご報告でした。実は行政の制度が縦割りのまま、変わらないままですね、制度横断的な連携をするというのは、すさまじい努力が必要なんですけども、それを果敢に挑戦して

いるというご報告として、聞いていただければと思います。

あと1点を補足をいたしますと、ちょっと言葉的にはわからなかったと思いますが、高齢、障害、児童、生活困窮それと教育分野の係長クラスを、包括化支援担当、という名称を使ってこの方たちが集まっていたいて、重層的支援会議を開いていると。この目的はですね、重層的支援会議にニーズを放り込んだら、そこでなんか制度のはざまの問題を解決するというのではなくて、そこでの連携のルールを作って、各課が日常的に連携しながら、その制度のはざまの問題をできる限り、連携の中で解決をしていく、その土壌を行政内で作っていくということですから、ここは非常に大きいんですね。何か一つの相談窓口を作って、そこに放り込んだら、何かやってくれと、そうすると各課は育たないわけですよ。そのところをこの伊丹市の特徴は、各課が連携しやすい土壌を重層的支援会議の中で作っていくということですからその成果が、先ほどの多機関協働マニュアルということで、あるルール化とか意識合わせとかをしているという、新しい行政庁内連携のやり方を、この中でしているというふうに、ご理解いただけたらと思います。

それともう一つは、これも言葉としてわからなかったと思いますが、支援会議という国が作った制度上の、これは制度名なんですね。それは何かというと、支援会議という仕組みを使うと、自動的に守秘義務がかかりますので、各課でそういう個人情報保護の問題を、克服して、みんなで話し合うということはこの重層的支援会議の中に支援会議という制度を取り入れながらされていると、そういうことだと思います。

会長：ありがとうございました。皆さんからご質問ございませんでしょうか。

ちなみに県下ではですね、この重層的支援体制整備事業というのを、本事業としては、尼崎市、芦屋市、加東市、姫路市の4市ですすでにスタートしております。そして、伊丹市と同じように移行準備事業というふうに位置付けてきたのが、川西市、明石市、西脇市、小野市、たつの市ということで、国としては、できるだけ多くの自治体にやってもらいたいということなんで、これから動き出すだろうというふうに思われます。そういう意味では、慎重なステップを踏んでですね、こういうふうに移行事業をされている伊丹市というのは一つ評価できるんじゃないか。とりわけ地域福祉計画もそうですけれども、最近よく言われていますSDGsですね、これらの目標とも見事にとりわけ、先んじて訴えてきたことですので、それとの合致というのもありますし、今、B委員が指摘されたようにですね、官僚制というのは、もう役所だけじゃなくて、現代の組織ではどこでもあるんですけども、それによっておこる縦割り、或いはある種の縄張りのものというようなものをですね、いかに克服できるかというのが、一つの大きな課題になるかと思うんですけど、それがこの重層的では、まさしく大きなチャレンジでありまして、それをまた、具体的な庁内の仕組みで、いろんな試みをされているということで、進捗状況といいますかなかなか目には見えませんが、一歩一歩着実に進んでおられるような印象を持ちました。

他に、どなたか質問やコメント、注文でも結構ですがいかがでしょうか。

M 委員 : 共生福祉社会推進会議に参加をしているんですけど、着実にいろんな形でいろんな人が集まってですね、知恵を出し合って、いい方向に進んで行くのかなあとは思っています。その中で要望としてですね、ただ共生福祉社会を生きていくのは市民の方ですので、その市民の方にまずどれだけこの共生福祉社会の実現ということ、伝えていけるのかと。この資料の一番最後にフォーラムの開催もありますけど、そういうことも一つですし、やはり市民と一緒に考えて共生福祉社会を考えていくような仕組みですね。今は SNS の時代ですので、そういうことも活用しながら、やっぱり、先ほどから発表にあったようなことをどんどん発信していかないといけないですし、意見を集めるような場もつくって行ってですね、会議だけではなくて、そういうことで少しずつ市民と一緒に考えているような、取り組みをぜひお願いしたいなというふうに思います。

会 長 : ありがとうございます。行政からの発信だけではなくてですね、市民との双方向のコミュニケーションということで、特にそれが得意なのは、市社協だと思いますので、ますます社協の役割が大きくなるかと思っています。

(2) 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の進捗状況について

会 長 : 議題2の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の進捗状況に移りたいと思います。事務局からお願いいたします。

(事務局より概要説明)

会 長 : それでは、この分野はD委員にちょっとお伺いしたいと思います。特にD委員は、他都市のこの分野での経験も豊富でいらっしゃいますので、伊丹市に参考になることがありましたら、その提案もお願いしたいと思います。

D 委員 : 今、事務局の方から説明があった通りでございます。特にですね、2ページのところの地域包括支援センターの機能強化というところ辺が、今後の大きな課題ではないかなというふうに思っております。簡単に言いますと、やっぱり9つある地域型の地域包括支援センターをバックアップしていくということと、それから困難ケースや緊急対応をどうしていくかという大きな問題がありますし、それから先ほどの地域福祉のところでもありましたけれども、やはり地域福祉とどんなふうに連携をしていったり、地域づくりをどうしていくかというところ辺が大きな課題になっておりますので、基幹型を現状のまま維持するのか、或いはそれを市が負担するかということなんですけれども、今現在ですね、基幹型包括と地域型包括や介護支援専

門員連絡会等、現場の意見をですね、随分洗い出しています、課題を整理しているところでございます。1月の末か2月にですね、もう1回会議がありますが、そこから辺で最終的に結論を出せたらなというふうに今思っているところです。

それからですね一番最後にありましたけれども、交付金の関係なんですけれども、これは簡単に言いますと、自立支援、或いはその重度化防止ということで、介護保険全体の事業です。非常に細かく評価の項目があるんですけれども、それについて点数化がされ、どれだけやる気があるかというふうに自治体のやる気を図る、指標でもあるわけなんです。それが昨年度は16位から12位ということで、かなり上位にですね、食い込んできているということで、介護保険の仕組み、或いはその制度については非常に頑張っているのかなというふうに思っているところです。

それから4ページの介護人材活動事業の実施ということなんですけれども、これは真ん中の2番の介護の道を長く歩み続けるということなんです。一つはいろいろな自治体でですね、介護人材が不足をしております、特養を建設したいけれども、人材確保ができないためにオープンできない、或いはヘルパーさんや、或いは今朝の新聞にも出ておりましたけれども、デイサービスセンターが廃業するというふうなことが人材確保の点から、そのサービスが行き届かないという現象が起きているわけなんです。市独自で、この介護人材の確保について取り組んでおられるところは、非常に珍しいのではないかなということで、非常に先進的な取り組みです。社会福祉法人の理事長さんが仰っていましたが、職員が辞めていった時や補充する時にですね、なかなか集まらないということで、派遣会社から紹介してもらおうと1人100万円か150万円ぐらいかかって、確保するんだけど、半年ぐらいで辞めてしまうということで、非常に人材の確保は、もう何十年と事業やっておられる理事長さんですら、なかなか確保できないということの中で、令和3年度に就職者6名を確保されていることは、これ非常にすごい、すごいことではないかなというふうに思っています。確保するだけでなく、一番のところで、介護人材の裾野を広げる。3番のところでは、その人たちが継続して働けるようなバックアップもされているということで、そういうふうに裾野を広げて、確保して、道を作るということで、一貫した介護人材の確保をされているということは非常に特記すべき事項ではないかなというふうに思っております。

あとどの事業もそうですね、コロナなどの関係で事業がやりにくい中、随分実績を上げておられてですね、先ほども説明がありましたけれども、フレイルチェックなども実績を上げておられると思います。あと2番のいきいき100歳体操とかですね、各自治体でされていることなんですけれども、随分DVDを活用したりとかされて集まらなくても、できるような体制をさせていただいているというふうに思っているところです。一番大きな課題は、最初にありました地域包括支援センターの基幹型をですね、どうしていくかということが、今、最大の課題ではないかなというふうに思っております。簡単ですが以上です。

会長：ありがとうございました。とりわけ、今、最後の方でおっしゃった地域包括セン

ター基幹型の存廃をどうするかということで、これは2月初めぐらいに結論が出るということですね。もし廃止という結論になったときは、結論が出て1年後ぐらいに廃止になるわけですか？

事務局 : まず、結論に関しましては2月末に会議を設けていますので、そこで出るようであれば、2月末。もし持ち越すようであれば、3月になろうかと思っていますが、今年度中に結論を出します。いつからの実施になるのかに関しましては、もし仮に廃止ということであれば、第9期計画のスタートからになりますので、会長がおっしゃる通り、令和5年度はその準備をして、令和6年度からの実施という形になるかと思っています。

会長 : わかりました。特に、先ほどおっしゃったバックアップ機能とかノウハウの蓄積という意味では、本当にソーシャルワークの技術・技能がですね、大変重要視されますけれども、これを基幹型のどこが担うのかということで、役所で担えるのかどうかという問題ですよね。それが、もし存廃というふうなことになるにしても、そういう大きな専門性ということの担保が、大きな鍵になるのではないかなと思われまます。

委員の皆さんからご意見ご質問いかがでしょうか。

B委員 : そのことに関して、少しご質問させていただきたいなと思います。

一つはですね、資料2の方ではご説明ありませんでしたけれども、先ほどの地域包括支援センターの機能強化のところの、個別ケア会議が、やっぱりこの実施率が極めて低い。この現状というのをどうとらえておられるのかということと、この1ページが一番下の8番目、生活支援サービスの体制整備の地域ケア会議ですか、多職種連携会議と確保されていますけれども、この実績7が、計画の目標の18分の14ですか。ここの内容そのものがちょっとよくわからないんですけども、要するに連携の問題、支援困難ケースへの対応ということでは、この2つが気にかかりますので、まずこの現状を教えていただきたい。

要は私が推測するに、医療と介護の連携はかなりもう進んでいるので、8050問題とか、少し一人暮らしの男性高齢者で、地域と繋がりが難しいケースのようなケースが多分、包括支援センターの中で、なかなか対応が難しいというふうに推測されるんですけども、そういう面では、このバックアップ機能とともにですね、私は制度上では、障害福祉と高齢者福祉がこの面で、丁寧に連携の詰めをするということと、それと生活困窮は、要するに手帳なしの社会的障害というふうにちょっととらえるとすると、生活困窮と地域包括支援センター、やっぱりこの高齢者介護の連携、ここがもう少しまく詰まってくると、連携の土壌もどんどんできるんじゃないかと思うのですけれども、その点での課題認識とか、具体的な検討の状況とかを教えていただきたいと思います。

事務局 : まず資料2-2の、地域ケア会議、多職種連携会議も含めましてその開催件数が計

画を下回っているという件です。もうこちらの方はおっしゃる通りでして、我々としては目標解析というのはここに掲げておりますが、どうしても集まる場になりますので、このコロナの影響ということで開催を見送っているケースが多々ございましてその分の数字が下がっているところです。ここに対する認識としましては、やはり開催の方法というものを我々も検討しないといけないと考えております。直接集まるだけではなくて、Web等を活用しながらどのようにやっていくのか。ただ、その際にはもちろん個別のケースの検討も入ってきますので、個人情報というものの取り扱いをどうしながら検討するのかというところで、悩ましい問題ではありますけれども、回数がこのままでいいとは考えておりません。回数はやはり増やすべきと考えておりますが、その中でどういった増やし方ができるのか。逆に回数を減らしたとしても中身が充実できるものがないのかということで考えたいなと思っております。基幹型のあり方検討も含めまして、重層との絡みもそうなんです、我々としてはやはり地域包括支援センターというのは高齢者中心にはなりますが、皆さんのお困りごとを地域で一番最初に窓口としてお受けするところになっております。ですので、地域包括支援センターが受けてそこから、いかに横の連携をしながら、繋がっていくかということを見ると、この多職種連携というのは今、介護関連のものでやっておりますけれども、それ以外にも、行政の各分野も含めて、どのように繋がっていくのかというのが非常に重要な課題かなと感じております。ちょっとお答えになっているかどうかわかりませんが、以上になります。

会長：Zoomですぐにできないですか。個人情報とかそんなに難しいことありますか。

事務局：各個別の介護のケースというものを見ながらの検討等もありますので、どこまでそれができるかというのが慎重になっているところであります。検討させていただきます。

会長：これ、コロナがちょっと落ち着いてきたら、すごく爆発的に出てくるんでね。やっぱりいきなりという職員の方の体制も、なかなかその練習と言うと失礼ですけど、やっぱり慣れておかないと。これから爆発的に増えてくると思いますので、やっぱり恒常的に1桁は必ず行くようにした方がいいんじゃないかなと思います。職員の質もね、それで担保されますので。

他はいかがですか、皆さん。

M委員：先ほどあった機能強化の話なんですけど、私どもの法人も地域型の支援センターをしまして、非常に注目をしています。そのところで考えていただきたいのは、介護予防への対応ですね。介護予防プランも含めて、介護のマネジメント、それをどこが担っていくのか。地域型9つって言われていますけど、困難ケースの対応とか虐待事例の対応って、もう十分現場ではやっているんですよ。かなり虐待事例も増えてきて、本当に地域包括支援センターの職員っていうのはもう、休みでも呼び出されて、夜でもですね。そんな対応をしています。そこはもう本来の役割

なので、やっていくしかないし、それを行政なり、今だったら基幹型の方が、バックアップしていただけたら、それはそれでいいんですけど、ただ業務負担がかなり大きいので、その介護予防の部分の負担というのを軽くしていかないと、この本来業務ができないんですね。で、来年度報酬改定があって、今、国の方でも介護保険制度の議論をされていると思いますけど、その中で地域包括支援センターの体制整備についても言及されています。センターの業務負担軽減を推進するべきだと。それはやはり困難なケース、特に認知症の方もそうですし、虐待も、それがどんどん増えてきているんですよね。それを地域包括支援センターに担ってもらうためには、やっぱりその負担を軽くしないと。地域包括支援センター、特に地域型に、全部を担ってもらうっていうのは不可能ですので、その業務の効率化って書いてありますので、そこも併せて、ご検討いただきたいなと。

もう一つは人材のところも、先ほどお話がありましたように、人不足も危機的な状況であることには間違いない。その中で伊丹市の場合は、介護人材確保検討委員会で、そういうことも開いていただいて、行政が我々と一緒に、現場と一緒に、人材確保に努めていただいていると、それは非常にありがたいなと言うふうに思っています。そういう中で子どもに対しても、キッズケア伊丹であるとか、そういう取り組みをされているんですけど、1つ要望は、その子どもたちへのアプローチは当然必要なんです。今、多分、介護の仕事をしたと思う子どもたちとか若い人がどんどん減ってっていると。それはやっぱり介護の現場を知らないから、しんどさばかりが出て、その素晴らしさとかやりがいっていうのが伝わっていないのが事実だと思います。それとともに、学校の先生に対しても、介護現場に対する理解をもうちょっと持っていただきたい。学校の先生っていうのは教職になる学生の課程で介護等体験、7日間されているんですよね。ただ、その時と、やはり今の現状とでは、差が出てきていますし、やっぱり我々、受ける側としても学生さんを受けると、先生に対して話をしたり、見てもらうのとではアプローチも違いますので、やっぱり学校の先生にまずは介護の今の現状も含めて、やっぱり介護のやりがいとか、すばらしさっていうのを理解をしてもらって、それを子どもたちにも折に触れて伝えてもらうようにしていかないと、子どもや学生さんが介護の仕事をしたと言った時に、先生の方が逆に「いや大変やで。」と「給料も低いからやめときや。」みたいな、そんなふうなアドバイスをされてしまうと、せっかくのこの伊丹市と一緒にやっている取り組みっていうのが、弱くなってしまいますので、ぜひ教育委員会等とも連携取りながらそういうことも、先生へのアプローチも考えていただきたいなというふうに思います。

会長：ありがとうございました。お子さんたちへの、教育といいますか知識をちゃんと伝えること。また、そのためには教師の役割の重要性ということを指摘されましたけど、聞いてPTA 連合会からいらしている I 委員ご意見ございますか。

I 委員：トライアルウィークで、中学生は介護の現場に今までは行かしていただいていたですけれども、それがコロナの関係で、どうしてもここ2・3年、コロナの菌を持っ

てきてもいけないということで、ちょっと受け入れていただくことが難しいようになっているのが現状です。中学生にとって介護っていうのは、もう今は核家族で、おじいちゃんやおばあちゃんと接することも、またこれもコロナでそういう機会がつかれない状況になっていますので、少しずつ、やっぱりこう元の形に近いものを作っていただくところから始めていかないと、急に介護とか、急におじいちゃん、おばあちゃんがまた周りにいてというものよりも、少しずつハードルを下げている、子どもに高齢化、障がいの方、いろんな意味のものを身近に先生と一緒に学んでいけたらと思います。

F 委員 : この計画について、関わってきたわけじゃないですが、当事者の立場で、いろいろな意見いただいている、やはり子どもさんとの関わりっていうのはとても大事で、学校の先生においても、私も高校にちょっと非常勤で行かしてもらっていますが、先生自身が介護のことを存じ上げておられなくて、ご家族が困っているという話をお聞きしました。それで地域の包括支援センターに行ってお相談されているという、そういう状況なので、なかなか一般の市民の人たち、学校の先生に関わらず、末端までは届いていない。あと、Web上で何か相談するとか、引きこもりの方とかって言うても高齢者の方、本当にこのコロナのワクチンについても、私の身近ではなくってちょっと離れた方も、とても困っていてワクチンの予約が取れないと。Webがある、スマホが使える高齢者の方はスムーズにいけるけどという形で、その辺りをどういうふうにするのかっていうのも計画の中で、また次の計画もそうですけど、今現実に困っていることも、改善の方向に向けて、関わっていただきたい。世帯が高齢者だけの障がい者の方もたくさんいらっしゃるって、私自身はもう一人暮らしになって、外には出ていますけど、何かあったときにどうしようかなという部分、緊急通報って言うても、なかなかそばに物がなかったら。私自身、頸椎、胸椎の損傷で、車椅子から落ちてしまったら、その場所に何もなければ、SOSを発信することができない。そういう部分も含めて私も当事者として、この場に出していただいて、皆さんに理解していただき、そういったことも含めて前に進めていただけたらありがたい。介護保険の方もサービスを受けています。障害の方でも受けています。問題なのは、小さいところなんですけども、小さいこととされているかわかりませんが、行き届かないところもたくさんありますので、その辺りも皆さんからご質問があれば、私の方から説明したいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

(3) 第4次伊丹市障害者計画の進捗状況について

会 長: それでは最後の3つ目の議題ですね、第4次伊丹市障害者計画の進捗状況について、事務局より説明願ひます。

(事務局より概要説明)

会 長：では、こちらはC委員、よろしくお願いします。

C委員：障害者計画はとても分野が広いので、論点がちょっとこう広がっちゃう傾向があるかと思いますが、資料3-2の説明は省かれましたけど、例えばその1番の、身近な相談支援体制の整備でいうと、これ先ほどのB委員が地域福祉の計画のところでお話された分野内の連携の話になります。そこで9番です。保健福祉分野における関連計画との連携でいうとこれも保健福祉分野となっていますけど、これがどっちかいうと分野間の連携になるかと思いますが、実際に障害福祉と言っても、8050のよく言われる問題でしたら、高齢者の関係もありますし、それから先ほどお話あった多頭飼育の話になってくると、もしかしたらご本人に何らかの障害がある可能性もあったりしますし、それがご近所トラブルにもなったりしますので、どちらにしても障害福祉という枠で対応できるような話ではないんですね。ですから、住民、市民の生活という観点から、既存の制度や仕組みを、その制度、仕組みから見るんじゃなくて、ご本人の生活から、見ていくという発想が必要かと思います。そういう意味で今、その分野内、分野間でいうと、よりこの分野間の連携を強める必要があるかと思います。地域福祉計画の方では包括化推進の担当者会議とか、或いは地域共生社会の推進の庁内連携会議とかがありますので、多分、今後計画を作る時に、介護も障害もそうでしょうけど、相互に乗り入れて、両方に記載するみたいなのがあるかと思いますが、結局、地域では包括的なことをやりましょって言ってますし、それぞれの分野の観点からは包括って言っていますけど、じゃあ、その各計画で書かれていることが、相互にどう連携するのかっていうのが弱いので、障害者計画は長期なので、見直しの時もあるかと思いますが、地域福祉計画で書かれていることを、それぞれの計画でもちゃんとしっかり記載し、その連携できる体制を作っていく必要があるかと思います。

それから次に2ページのところです。これも説明は省かれましたけど、3番のインクルーシブ教育ですね。障害者権利条約が批准されて、昨年初めて日本では国連の対面の審査があったんですね。その指摘では、日本ではこの特別支援教育を受けている子どもの割合が、世界的に見ても突出して高いんです。ですから特別支援学校、それから特別支援学級ですね。それらには通級による指導という形で、その障がいのある子どもの支援の体制ってあるんです。個別の配慮が必要であるとはいえない、そのインクルーシブかどうかでいうと、やはりインクルーシブじゃないんですね。ですからこのインクルーシブな教育の仕組みを、伊丹市としてどのように考えていくかというのが大きな課題かと思います。計画自体はいちいち書き直せないもので、基本的にインクルーシブ教育の推進をうたっている以上は、それに向けて、具体的にはどんな取り組みをしていくのかですね。発達障がいのある子どもが、小中の公立で8.8%ですよ。これも発達障害っていうことにこだわっちゃうと、特別な配慮みたいな話になって、結局、インクルーシブではない方向に行く可能性がありますね。ですので、その発達障害がっていうか発達障がいがあるという子どもを生み出す社会の側の問題をちゃんと考えないと、コロナの感染者もそうなのかも

しませんが、ちゃんと診断して判断していくと、何らかのその診断名がつくことがあるかと思いますが、その背景で言うと、診断を受けざるを得ないような状況に置かれているということなので、特にこの発達障害とかいう話になると、学校の中で、子どもなりにちゃんとその学習活動とか、友人との関係とか、クラスの中での関係だとか、みたいなことがうまくいっていると、多分、精神科を受診しようという話にならないですよ。併せて不登校の子どもが22・23万人でした。これも過去最大で増えているんです。だからそう見ると、子どもが育つ環境はとっても息苦しくなっているのは事実だと思うんですね。このインクルーシブ教育っていうことを推進する上で、今の社会の状況も踏まえながら、これ日本全国で何とかすることは難しいですけど、伊丹市の中でなら考えて何とかすることは比較的やりやすいですね。ここにある「ステップぐんぐん」というのが、この子どもの乳幼児期から幼少期、学齢期にかけて、その子がどんな状況かいうことをちゃんと引き継ぐような仕組みを、伊丹市も早くから作っていますので、そういったことを踏まえて、このインクルーシブ教育をどう徹底していくかというのが大きな課題だと思います。

それから4ページですね。障害者差別解消法、障害者権利条約を受けて日本ではいくつか障害者基本法もそうですけど、改正され、特にこの障害者差別解消法、これにつきましては行政には合理的配慮の提供義務がありますけど、民間事業者にも、法改正で、合理的配慮の提供義務が課せられるということで、施行に向けて、これから体制を進めていかなくちやいけないと思うんですね。障害があることを理由にしたあからさまな対応は、これは明らかに差別ですけど、この合理的配慮を欠くこと自体もやっぱり差別ですよ。先ほど市の方からお話ありましたけど、行政の中でも自然な対応ができていう、その合理的配慮は、その人に障がいがあることによって何らかの不自由がある時に、それをわかっている社会の側がしかるべき対応をしましょうということですよ。最近学生でも聴覚に障がいのある学生がいますけど、授業なんかの資料はできるだけ文字資料もちゃんとレジメにして丁寧に書いて、お話しすることと、それから僕ら早口で話が脱線しやすいんで、とっても困るらしいんですけど、例えばパソコンテイクとか。普通の会話の時でしたら。今はスマホでそのまましゃべったら文字情報に、結構正確に、瞬時にしてくれたりするんですね。そういうコミュニケーションが自然にできる社会になっていく必要があるかと思います。先ほどの国連の話でいうと、日本がインクルーシブ教育ができてないのと、もう一つは、依然として精神障がいの方の、強制入院の仕組みが、措置入院に医療保護入院ってあるんですよ。これは依然として残ってて、入院者の数も多いですし、しかもこの年数が非常に長いんですね。これやっぱり先進国で突出していて、特異な状況なんです。併せて入所施設の利用者も今12万人ぐらいですかね。やっぱり依然として高い水準なんです。ですから、その地域での生活保障をするってことが重要で、今日は触れられていませんけど障害分野では、介護保険事業計画と同じような形で3年ごとに、障害福祉計画を作っています、障害児福祉計画と合わせてですけど、これが今6期の計画が進んでいますんで、来年度です。4月から見直しで再来年度、新しいのが介護保険と同じように進むんです。

ど、その中では地域生活移行ですね。それから就労促進ですね、一般就労への移行。それから退院促進がうたわれているんですけど、近年数が鈍化しているんです。比較的早い段階では地域移行も進んでたんですけど、今は障がい者のご本人の高齢化とか、或いは重度化ということで増加してるんです。そういうことを考えると例えば5ページの2の3のところにあります重度障がい者等への就労支援の導入ということで、そこまでの介護ですね、ヘルプサービスを伊丹市でこれ1名ですけど、始まっていますし、6ページのところに行きますと、大学にヘルパーを派遣して、支援するという、重度訪問介護の仕組みを大学生にも適用してですね。これ関学の学生らしいですけど。これまだ数が少ないですけど、地域での当たり前の生活を保障するということになると、こういう仕組みをやっばりどんどん増やしていくことが必要かと思えます。よく重度、重度っていいんですけども、重度っていうのは、障害が重いという意味で、とても医学的な観点ですよ。ですから、その方に、どんな支援をどのようにして整えたらいいかという観点からいくと、本人が重度ということより、社会の側に支援する仕組みが整ってないから、その人が重度だということに際立って見えるわけですよ。この2-3の事業とかですね、それから3-2の事業というのは、今は数が少ないんですけど、考え方としてはこういう仕組みを整えていく必要があるかと思えます。

それから同じく6ページの上の3-1の日中サービス支援型のグループホーム。これまでグループホームは、昼間は通所の事業所なんかに通うことを前提で、もしくは働くとかを前提としているんですけど、昼夜を問わずそのグループホームで生活することができるような仕組みなんです。これも賛否両論あります。要はミニ施設化しているだけじゃないかみたいなことがあるので、ここではその自立支援協議会がちゃんと評価をするようなことを通じて、やはり地域に開かれた生活の場、居住の場としてのグループホームでないと、そのグループホームの中に閉じられちゃうと、結局よくないですよ。今後、多分、地域生活への移行促進となると、一般に重い方が多くなってことになるので、この日中サービス支援型のグループホームを整えてという方向に行きやすいかと思えますけど、そうなっちゃうとそれがミニ施設を作ることにもなりますので、やはり地域に開かれた、1人の住民の生活を支えるという観点がいるかと思えます。

もう一つグループホームで法改正がなされて、今度一人暮らしに移行するためのグループホームというのが一方でできるんです。ですからグループホーム自体はとても多様な形態があるんですけど、制度の仕組みの課題はいろいろあるにしろ、伊丹市としたら、そういうものを新たにできるツールでもありますので、それを活用しながら、障がいのある方の地域での生活をいかに支えるかということが必要かと思えます。

最後に1点、虐待防止ですけど、受理件数47件、それから虐待と認定したのが16件ということで、一定数いてはりますよね。この家庭内での虐待、施設での虐待をともに防止していく必要があります、この点も、積極的に取り組む必要があるかと思えます。以上です。

会長：ありがとうございました。障害の部会長のC委員からご意見いただいたんですけど、同じく部会の委員でいらっしやいますL委員、G委員、続けてどうぞお願いいたします。

L委員：C委員が今おっしゃったこと全部、もうその通りです。もうほとんど言うてくださったんですけども、やっぱり、国連から今、国に対して、強制入院や拘束、そういうことを日本はすごく病院で行っている。この前、教育テレビで「バリバラ」という番組で話を聞きました。もう1回、今週の金曜日にも放送があるのかな。病院内のいわゆる虐待なんかも、増えてきているんですよ。例えば神戸の病院の話とかがありまして、家族会連合会でも、そういうことをすごく起きて欲しくないような要望を、ずっと出しているんですけども、なかなかそれがおさまらない。地域移行という形になってきて、病院からできるだけ早く地域で生活させるようにという形をとってくださったのは、すごくありがたいことだけれども、やはり不安。家族とか当事者にとっての不安は、地域で暮らすことに対して、十分な支援とか、支えとかができていのだろうかということがすごく不安な部分がたくさんあります。先ほどグループホームのことも言われました。天神川病院っていうところに日中サービス型のグループホームができたっていうことは聞きました。そこで先生に言われたのは当事者にとって、日中どこかへ仕事に行くというのがいいという当事者もいれば、そこまで仕事できないので、やっぱり家でじっとしていたいという当事者もいると思うんですね。そこら辺がちょっと問題なんだけれども、できれば当事者が1人で生活する場が確保され、そこで十分な支援が受けられるっていうことが必要だと思っています。

G委員：インクルーシブ教育っていうので復籍というのがスタートすると聞いています。ただ、その時に受ける側の体制がちゃんと整っているのかなというのが本当に不安です。発達障害があるから診断を受けて手帳をもらって、支援学校または通級に行くっていうことへの保護者の気持ちですね。何だかこういじめられるのではないとか、授業についていけないんだろうかという保護者の方か、すごく今情報が溢れているので、先にそういったのが先入観となってしまうと、何とかこう子どもを守ろうという意識が強く、そういう方に走ってしまうんですけども、やはりその必要なものを、本人に本当に合っているのか、支援学校に行くかどうかと地域とはまた違うんですね。地域で同じ年齢の方と学ぶということは、すごくやっぱり必要で、このインクルーシブ教育って本当素晴らしいんですが、本当にできるのかなというのは保護者の目線で心配しています。

あと、先ほどおっしゃった日中支援型の方は、伊丹以外でもすごく今増えてきているらしく、伊丹の人も市外の方に行かれています。親御さんが高齢のため知的障がいのある本人さんをとすることはよく聞く話なんですけど、やはりその朝から晩までそこで全部終わってしまうっていうのは、私はとても不安で、実際にいろいろな目がこう触れる場ではないので、虐待があつたりとか、本人さんの状況を親御さんも見えなくなって、先ほどおっしゃったミニ入所という言葉がぴったり。どうしよう

もなくなってしまっていて、そういった日中支援型に預けるといふ保護者がやっぱり増えているようなんですが、中をしっかりと周りの方が見に入って、そういったことがないように、虐待に繋がらないようにというものがあつたなあというのを感じます。

あと、先ほどおっしゃっていた先生に介護職のいろいろな状況っていうのも見てもらうっていうのもそうなんですけど、やっぱりその障がいの方を知ってもらふ機会っていうのは、子どもたちだけでなく、教職員の方や地域の方にも、地域にはこういったいろいろな方がいるんだ、何かあつたら声をかけ手を出して助けてあげたらいいかなっていうような。こうやってくださいっていうよりも、どうしたのってこう自然に手が出たり声が出たりするような、伊丹市になつてもらいたいなと思いますので、当事者団体としては、そういうことをやっぱりこれから先も望んでおりますので、ぜひぜひ、いろんなことを進めていただけたらと思います。

会 長：ありがとうございます。この障害者計画だけに関わらずですね、今日の議事の3つの計画、或いは伊丹市の福祉行政に対するご希望も含めてですね、まだ発言いただいてない方に一言二言いただきます。ちょっと時間制限ありますので、簡略にお願いしたいと思うんですけども。N委員、O委員、H委員とお願いしたいと思います。

N委員：今日のお話聞いていて、本当にそれぞれの分野でされていることがよくわかりました。地域なり家庭の中で、どの程度そういうものの理解とか、いろんな制度のこととか知ってらっしゃるのかっていうことと、本当に困っているところに手が差し伸べられるためにはっていうと、本当に大変だと思うんですけども、その辺が見える化みたいな形で、どんなふうになるのかなっていうのを今日のお話を聞きながら、本当に家庭における教育もそうだし、またその教育をする保護者のこともちゃんとしていかない、今から育っていく子どもたちがどうなっていくのかなと、いろんな場所でそういうことを、まとまりませんが、家庭というものを、皆さんの話もよくわかる中で、思いました。以上です。

O委員：お話を聞いている中でいろいろとしゃべるとあれなんで、1点だけ介護の方で人材確保というのがあつたと思うんですけど、私は今仕事で国の関係の人材育成の方の仕事をしているんですけども、それで企業さんを回らしてもらっていると、人材確保するのは昔は特定の業者だけだったんですよ。やっぱり人がこないっていうのは、特定の業種でやっぱり俗に言われる3K関係業者には人がなかなか集まらないという状況だったんですけども、今はそうじゃなくて、大企業も含めてすべての業種で人が集まらない。やっぱりこれ人間が減っている、子どもが減っているということで、すべての業種で人が集まらないんで、人の取り合いをしているんですよ。やっぱり、そうするとどうしても若い人たちは、給料の良いところ、そして今若い人たちが何を望んでいるのかというのをいろいろ聞いてみると、やっぱりお休みなんです。今の子どもたちは小学校に入った時からもう、週休2日なんです。それが

介護の現場とかそこら辺に行くと、もう土日祝日も仕事となると、やっぱり二の足を踏んでしまうというのは現状じゃないかなと思うんです。やっぱり人材確保の場合は、その業界の中だけの人の取り合いっていうのも、今はそういう時代じゃなくて、いろんな業界で人の取り合いだから、介護の専門、福祉の専門学校を出ても違う業種に行かれますし。私、前職は建設関係におりましたんで、建設関係ですと人材確保のために、小学生を相手に建設って何やという出前講座をやっているんですよ。子どもたち、本当にもう幼稚園に上がったぐらいから、ハンマーを持たせて、叩かして体験をさせると。体験したその子たちが10年後に業界に入ってくればいいよというような長いスパンで、今人材確保されているんで、そういうふうな形で。やはり短期的に人材がないから、何か確保っていうんじゃないで、長い目で見た、人材確保の施策も必要じゃないかなと思います。

H 委員 : 今日、初めて参加させていただいて、ちょっと頭の中が混乱しています。私も10月31日まで介護の現場でお手伝いをしていました。昔のキャリアをずっと背負ってしまっていて、人材不足ということで頼まれて頼まれて。でも、老々介護なんです。やっぱり介護ってすごい大変なんです。人がやっぱり少なくて、お給料が安い、時間に制限がある、そんな状況の中で、若い子はみんな辞めていくんです。残っているのは私らみたいなおばさん連中で、実績はあるんですけども、やっぱり労働はきついです。だから、やっぱり若い人がもっと現場に来てくれるように、さっきも言われたんですけども、そういうのを育てていただきたいということと、そして子どもですけども、今、状況を見てますと子どもは、お母さんたちが若いです。生活のレベルが違うんです昔とは。夜遅く子どもを連れて遊んでいたり、そういうところもやっぱりいろんな環境の問題で子どもの成長が変わってくると思うんですね。だからいろんな面が、今からちょっと勉強させていただきますが、今日はひしひしと身近な問題をすごい感じさしてもらいましたので、これから勉強させていただきたいと思います。以上です。

会 長 : ありがとうございます。E委員はよその自治体もよくご存知だと思いますけど、これからの伊丹市に何かアドバイスとかありましたら、こういうことでやるんじゃないかとかやったらどうかというのがありましたら、お願いします。

E 委員 : 一番最後の障害者計画の進捗状況の実績を書いていた中で、当然その各年度の、評価はしていただいていると思うんです。その上で、4年度継続、また5年度も継続となっている。その辺が、当然全部を資料にすることは難しいので、この資料だけでは少しよくわからないところがあった。説明していただいた中で、1例ですけど、兵庫県が作った手話サービスの導入というのが、私兵庫県の職員ですけど、実績が2件になっている。とりあえず、令和3年10月に導入したところなので、半年の実績しかなくて、4年度も継続ですが、これも当然何か問題点であるとか、検証していただいた上だとは思いますが、その辺をもうちょっと、私は行政の立場としての発言になってしましますが、別の方法があるんであればやめるとか、とい

うふうにその辺も考えていったらいいと思います。

会 長：その分とそれからちょっとさっきのインクルーシブも含めてですね、また行政からもお返事をいただきたいと思いますが、その前にJ委員、最後まとめをお願いします。

J委員：私は民生委員児童委員連合会から来ております。このコロナ禍にありまして、随分と虐待が高齢者を含め、子どもの虐待もなんですが、通報がすごい減っているらしいです。阪神間におきまして、減っているということ。やはりみんなが外に出ていけないということから、近隣からの通報はかなり減っている模様です。

それと私は、民生委員としましては、この介護やら、虐待のみならず、今、一斉改選というのがね、12月2日にあったんですが、その時に、262名定員があるんですけども、40名ほどまた欠員があります。その欠員を何とか埋めていかなければならないという努力を、今一生懸命しているわけですけども、年末年始というのは非常に民生委員にとってはビクビクする時期でありまして、その時期は行政も包括支援センターも閉まってしまいます。案の定、この年末に、お年寄りが突然訪ねてこられたりして、やっぱり不安になられるみたいですね。今まで一人暮らしで、私どもの実態調査の中にある方については、私は全部把握しているんですが、突然2人の生活から1人が入院したというところで、自分1人がやはり残されているというところで、今すぐに何か緊急な事態ではなくっても、私の顔を見にこないと、気がすまなかったんでしょ、年末にこられました。私の電話番号をちゃんとお教えして、年始にもう一度改めて実態調査に行かせていただきますねって言うたら、やはりそこから、本人はちょっと落ち着いた模様で、「いや、もうやはり結構です。大丈夫です。落ち着きましたんで。」っていうふうなぐらいで済んだんですが、もう1件は、他の民生委員から私に連絡がありまして、「一人暮らしの方が、何回行ってもいらっしやらないんで、どうしたらいいですか。」って言われて、私たちの場合は、社協の事務局の事務局長並びに何人かの職員の、こういう場合には個人的な携帯に電話してもいいということになっている方のところに、電話したりすることができるから安心なんですけれども、本当に年末年始は、行政やらそういうところが一斉に閉まっちゃうのでね、やはりそれに対して民生委員っていうのは、頼りにされているということはよくよくわかるんですけども、すごい不安を感じる何日間かであります。

会 長：改めてこの行政計画ですけど本当はこれやっぱり市民、とりわけ今のお話のように民生・児童委員それから社会福祉協議会、それから当事者団体、家族の会、それから各種団体、本当に総力を挙げて、こういう計画の、実施に当たってくださるということを、改めてお聞きしました。

部長ちょっと、今までのご発言の中で、お答えいただける部分がありましたら、最後は締めの言葉と併せてお願いします。

部長：本日はご議論誠にありがとうございました。

まず質問へのお答えですけれども、電話サービスの方につきましては、委員からおっしゃっていただいた通り、サービス利用開始から間がないということもございまして、我々も十分に評価ができてないものでございまして、改めて原因等も確認をしながら、対応や必要性についても県の方とも連携をとりながら、協議をしていきたいというふうに思います。

インクルーシブ教育の方につきましては、やはり教育委員会等との連携も非常に必要になって参ります。特に障がい児教育の部分につきましては、障がい者の連絡会の方でも、部会を設けて検討もしておりますので、そういった中で検討しながら、対応の方についても進めて参りたいというふうに思っております。

本日は地域福祉の計画、それから障がい者の計画、高齢者・介護の計画と、3つの多岐の内容にわたりまして、報告させていただいたので、皆さんには本当にお疲れ様でございました。また、いただいたご意見につきましては、それぞれ我々もきちんと受けとめさせていただいて、今後の行政政策の推進、それから計画の見直し策定等もございまして、そういったところで、いかしていきたいというふうに思っております。本日はどうもありがとうございました。

会長：それでは最後に事務局からの報告をお願いします。

(4) その他

(事務局より来年度の福祉対策審議会の予定について説明)

会長：それでは、皆さん本日はありがとうございました。これにて閉会いたします。

4. 閉会